

大阪府堺市のため池潰廃に影響を及ぼす都市化と農地の動向

Trends in urbanization and agricultural land affecting pond-abandonments in Sakai City

○工藤 庸介・木全 卓

Yosuke KUDO and Takashi KIMATA

1. はじめに ため池の歴史は古く、日本全国にあるため池の約70%は江戸時代以前に造られたといわれており、古くから人々の暮らしを支えてきた。しかし、ため池の数は減少の一途を辿っている。1957年には全国で約28万か所あったとされていた¹⁾が、現在は約15万か所となっている²⁾。ため池が潰廃に至る背景に関する研究の多く^{3)~6)}が大都市近郊のベッドタウンとしての特徴を持つ地域を対象とし、都市化と農業の低迷・衰退の2点をため池潰廃の主たる要因としている。本報では、ため池数の減少傾向が顕著な大阪府堺市について、これらの要因を検討することを目的とする。

2. 研究方法 統計データは、「大阪府統計書」および「堺市統計書」に基づいた。堺市の市域は1889(明治22)年以降、14次に渡る周辺町村の編入を経て拡張されてきたため、データはいずれもその当時の市域に対応させた。

3. 堺市域の耕地面積と宅地面積

堺市域の農業規模(農家戸数および耕地面積)と人口の動向を**Table 1**にまとめた。都市化の最初の契機となったのは、1925(大正14)年に堺市で初めての都市計画区域が決定されたことである。この背景には、第一次世界大戦後の経済成長によって急速に拡大した大阪市に対する「大阪との関係は密接不可分の実情にある⁷⁾」、「堺市が大阪都市生活圏内に包含せらるる⁸⁾」という当時の認識があった。その結果、市制施行当時の市域は市街地、第4次合併までに編入された地域は郊外地とされ、これらの地域は都市化した。しかしながら、最も大きな転機は高度経済成

Table 1 堺市域の農業規模および人口
Scale of agriculture and population on Sakai city

合併	年	農家戸数 (戸)	耕地面積 (ha)	宅地 (ha)	人口 (人)
第1次	M40	—	54	175	59,017
	T1	295	50	179	65,958
	T8	252	49	187	76,540
第2次	T9	346	385	237	84,995
	T13	316	372	264	95,461
第3~4次	S1	535	666	311	112,900
	S12	498	435	434	150,000
第5~7次	S20	—	—	1,668	168,348
	S25	4,191	1,295	1,034	213,688
	S31	4,046	1,243	1,082	260,698
第8~13次	S38	7,624	2,795	1,863	421,918
	S40	7,204	2,493	2,835	466,412
	S45	6,132	1,974	3,622	594,367
	S50	5,378	1,643	4,358	750,688
第13次	S50	5,378	1,643	4,358	750,688
	S55	5,010	1,497	4,848	810,106
	S60	4,637	1,352	5,094	818,537
	H2	3,529	1,104	5,368	807,765
	H7	2,971	965	5,529	820,993
第14次	H12	2,584	847	5,642	792,018
	H17	2,976	912	6,195	831,111
	H22	2,790	870	6,268	841,966
	H27	2,566	793	6,362	839,310

長期における国の産業構造高度化政策であり、農家戸数や耕地面積の大幅な減少に伴って、第一次産業である農業は衰退傾向を取り始めた。急増する宅地需要に応じて実施された新住宅市街地開発事業(金岡東, 泉北丘陵)では、この拡大した都市的土地利用地として農村地域が充てられた。また、市街化区域内の農地は住宅予備地とみなされるものも少なくなかった。1963(昭和38)年~1975(昭和50)年の宅地面積の増加は500ha以上と他の期間よりも多く、耕地面積の減少分よりも大きいことから、農地以外の山林やため池なども宅地に転用されたと推測される。この点については、大阪府が1967(昭和42)年に発し

* 大阪公立大学大学院農学研究科: Graduate School of Agriculture, Osaka Metropolitan University
キーワード: ため池潰廃, 農業規模, 農地転用

た「財産区有・部落有財産等の管理及び処分の適正化について」という通知（地 第 708 号）の影響も無視できない。こうしてかつての農村地域が都市圏に組み込まれていったことで地縁的な農業生産が点在的な都市農業へと変化し、多くの地域から農業共同体としての性格が失われることとなった。安定成長期に入ると堺市の人口は横這いとなり、飽和状態に達した。それに伴って宅地面積の増加率も低くなり、バブル期以降は耕地面積の減少分と宅地面積の増加分とがほぼ等しくなっている。これは、土地基本法などによる開発行為の規制の影響というよりは、農業の顕著な衰退傾向によるものと考えられる。

4. 農地転用の状況 Fig. 1 より、農地法（昭和 27 年法律第 230 号）第 3 条による権利移動が許可された件数は地価高騰が起こったバブル期をピークに、その後現在に至るまでほぼ一定である。同法第 4 条による（権利移動を伴わない）農地転用の推移（Fig. 2）を見ると、届出による転用が多いことから、主に市街化区域内の農地の状況を反映していると考えられる。1992（平成 4）年にピークがあるのは、その前年の生産緑地法の一部改正の影響である。一方で、同法第 5 条（権利移動を伴う）による農地転用（Fig. 3）は、件数、面積ともにバブル崩壊の時期を境に、届出と許可の数が逆転する。これは資産としての農地売却から、市街化調整区域における離農に伴う売却への転換を意味するものと考えられる。

5. おわりに ため池は、近世以前は惣村や近世村などの村落共同体によって利用、管理がなされていた入会財産であったことから、多面的機能を有する地域資源としての観点から存続が望まれるものも少なくない。しかしながら、特に都市近郊の農業共同体としての性格を喪失した地域がため池の適正な管理および保全を担い続けていくためには、地域が変質してきた背景を理解しつつ、新たな地域コミュニティ像を模索することが必要である。それは、農業用貯水施設としての本来の役割を終えたため池に、新たな存在意義を見出していくことにもなる。

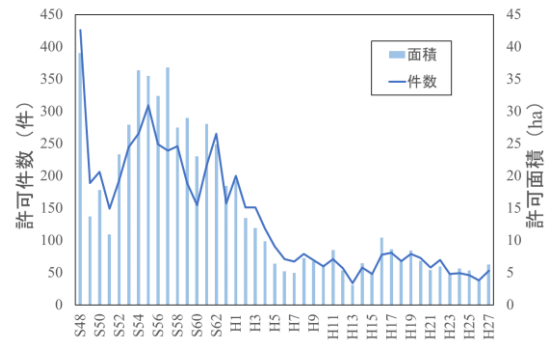


Fig. 1 第 3 条許可件数と面積
Number and area permitted in Article 3

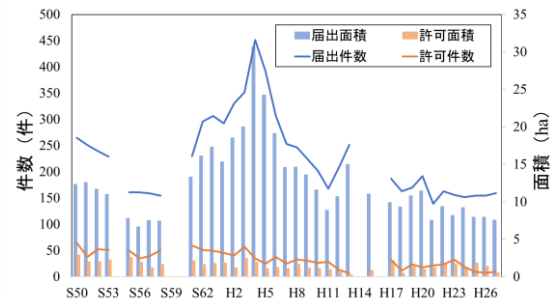


Fig. 2 第 4 条許可件数と面積
Number and area permitted in Article 4

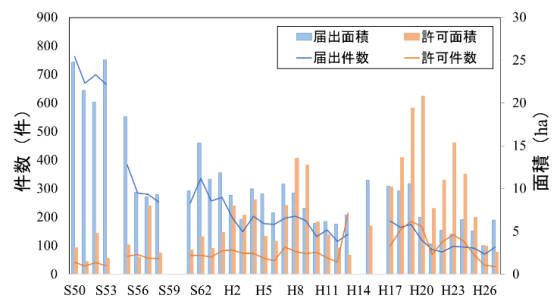


Fig. 3 第 5 条許可件数と面積
Number and area permitted in Article 5

参考文献 1) 堺市経済部農業土木課（1969）：堺市におけるため池の調査研究，105p. 2) 農林水産省（2023）（参照 2023.4.7）：ため池，（オンライン），入手先< https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/> 3) 福田 清（1973）：都市化によるかんがい用貯水池の廃止—その現況と背景—，地理学評論，46(8)，pp.555-560. 4) 川内 春三（1983）：松原市における灌漑用溜池の潰廃傾向について，人文地理，35(4)，pp.40-56. 5) 南埜 猛（2011）：ため池の存続とその維持管理をめぐる取り組み，経済地理学年報，57，pp.75-89. 6) 渡邊亮太（2016）：ため池潰廃の特徴とその要因—東広島市西条盆地を事例として—，地域課題研究懸賞論文，東広島市. 7) 堺市役所（1938）：堺都市計画概要，164p. 8) 堺市役所（1943）：大阪市堺市相関関係概説，130p.